

○ 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

笠間市告示第 281 号

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ別表のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日

笠間市長 山口 伸 樹

別表

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域